

## 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書（案）

女性差別撤廃条約は、1979年に国連で採択され、女性があらゆる分野でいかなる形態の差別も受けない権利と平等の権利を保障している。法律や制度、規則の中にある差別はもちろん、社会の慣習や慣行における性差別をもなくして事実上の平等実現を求める内容で、現在締約国は189、日本は1985年に批准している。

選択議定書は、この条約の実効性を強化するために1999年、あらためて採択されたもので、「個人通報制度」と「調査制度」の2つの手続きを規定している。「個人通報制度」によって、条約で保障された権利を侵害された個人が、国内の救済手続きを尽くしても救済されない場合に、国連女性差別撤廃委員会に申し立てができるようになった。現在115カ国が批准しているが、日本はまだ批准しておらず、日本の女性の権利、ジェンダー平等を国際基準に引き上げるためにも、選択議定書の早期批准は急務である。

男女平等度を示す「ジェンダーギャップ指数」で日本は2023年、146カ国中125位と過去最低となった。選択議定書の批准は、個人に救済の道を開くにとどまらず、司法、立法、行政の場で女性差別撤廃条約を生かして具体的に差別撤廃を進める力になる。

昨年10月に、国連女性差別撤廃委員会による日本の条約実施状況の審査が行われ、選択議定書について日本政府が批准を「検討中」と回答し続けていることに対して、時間がかかりすぎていると懸念を表し、批准に対するあらゆる障壁を速やかに対処して取り除くよう勧告した。第5次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守し」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」としている。政府はこの計画にのっとり、速やかに選択議定書を批准すべきである。

このような理由から、下記の事項の実現について、関係機関に対し要望する。

1. 女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年10月2日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
総務大臣 様  
法務大臣 様

白河市議会議長  
石名 国光